

2018年8月27日  
逗子市

**平成30年逗子市議会第3回定例会の招集について**  
平成30年9月3日開会予定の第3回定例会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

- ・報告第9号 株式会社パブリックサービスの経営状況の報告について (総務課)  
株式会社パブリックサービスの第27期事業報告及び第28期事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定） (都市整備課)  
平成30年6月20日に発生した逗子市桜山5-36地先、道路管理瑕疵における相手方の車両損傷に伴う損害賠償について、平成30年7月13日付けで専決処分したため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの
- ・報告第11号 継続費精算報告について（神武寺トンネル改良事業） (財政課)  
神武寺トンネル改良事業に係る継続費の継続年度が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第12号 継続費精算報告について（処理場施設整備事業） (財政課)  
浄水管理センターにおける処理場施設整備事業に係る継続費の継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第13号 健全化判断比率について (財政課)  
平成29年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第14号 資金不足比率について (財政課)  
平成29年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するもの

2 議案

- ・議案第45号 専決処分の承認について（平成30年度逗子市一般会計補正予算（第4号）） (財政課)  
（補正額）歳入歳出とも635万2,000円の増額（補正後の総額182億6,366万6,000円）  
歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。  
（歳出）
  - ・平成30年8月31日をもって市立小中学校清掃業務委託契約を解除し、9月1日以降の新たな契約を締結することに伴い必要となる委託料（歳入）
  - ・繰越金により措置するもの

- ・ **議案第46号 逗子市都市公園有料の公園施設の指定管理者の指定について** (文化スポーツ課)

逗子市都市公園有料の公園施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び逗子市都市公園有料の公園施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年逗子市条例第6号)第2条第3項の規定により提案するもの
- ・ **議案第47号 逗子市立体育館の指定管理者の指定について** (文化スポーツ課)

逗子市立体育館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び逗子市立体育館条例(平成25年逗子市条例第13号)第7条第3項の規定により提案するもの
- ・ **議案第48号 逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について** (選挙管理委員会事務局)

公職選挙法の一部を改正する法律(平成29年法律第66号)の公布に伴い、市議会議員の選挙における候補者の選挙運動用ビラの頒布等について、改正の要あるため提案するもの
- ・ **議案第49号 逗子市手数料条例の一部改正について** (消防予防課)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(平成30年政令第10号)の施行に伴い、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等の申請に対する審査に係る手数料の額を引き上げることから、改正の要あるため提案するもの
- ・ **議案第50号 逗子市国民健康保険条例の一部改正について** (国保健康課)

平成31年度に逗子市国民健康保険料普通徴収の納期を変更するに当たり、改正の要あるため提案するもの
- ・ **議案第51号 逗子市消防団員の任免服務等に関する条例等の一部改正について** (消防総務課)

近年、全国各地で多発している地震や豪雨災害などの大規模災害の発生を受け、本市の消防団の警備体制をより強固にするための組織改編を平成31年4月1日付けで実施することに伴い、関係諸規定の整備の要あるため提案するもの
- ・ **議案第52号 逗子市火災予防条例の一部改正について** (消防予防課)

総務省消防庁が通知した違反対象物に係る公表制度の実施の推進について(平成27年消防予第133号)の趣旨に鑑み、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、改正の要あるため提案するもの
- ・ **議案第53号 平成30年度逗子市一般会計補正予算(第5号)** (財政課)

(補正額) 歳入歳出とも241万8,000円の増額(補正後の総額182億6,608万4,000円)

歳入歳出予算の補正について主な内容は次のとおり。

(歳出)

  - ・ 市役所前横断歩道への信号機新設に伴う道路管理者が負担すべき経費として道路改良事業114万1,000円を増額

(歳入)

  - ・ 繰越金のほか所要の財源を措置するもの
- ・ **議案第54号 平成29年度逗子市一般会計歳入歳出決算の認定について** (財政課)
- ・ **議案第55号 平成29年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について** (財政課)
- ・ **議案第56号 平成29年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について** (財政課)
- ・ **議案第57号 平成29年度逗子市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について** (財政課)

- ・ 議案第58号 平成29年度返子市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)  
地方自治法第233条第3項の規定により、会計管理者から提出された決算を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて認定を求めるもの

本件に関するお問い合わせ先  
電話046-873-1111 (代表)  
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課  
電話046-873-1111 (代表)